

令和4年7月11日

各 位

公益社団法人 北海道観光振興機構
会 長 小 金 澤 健 司
(公印省略)

令和4年度 北海道観光誘致推進事業（海外富裕層）の
委託に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
当機構では、標記事業に係る業務受託者選定のための企画提案を下記の通り募集いたします。

敬具

記

- 1 委託事業名 令和4年度 北海道観光誘致推進事業（海外富裕層）
- 2 業務委託期間 契約締結日～令和5年3月10日（金）
- 3 主な業務委託内容
 - (1) PR動画の撮影・制作
 - (2) モデルコースの企画・作成
 - (3) FAMトリップと商談会の実施
 - (4) セミナーの開催・運営
 - (5) 海外パイヤーとのオンライン商談会 代理出席
 - (6) 上記以外で更なる宣伝効果や誘客ならびに商品造成に効果が期待できる企画の提案・実施
- 4 今後のスケジュール（予定）
 - 7月11日（月）：公示・観光機構WEBサイト掲載
 - 7月19日（火）：企画提案参加表明締切
 - 8月1日（月）：企画提案書の提出期限
 - 8月上旬：企画提案の審査（ヒアリング審査）、委託事業者決定、契約締結、業務開始
- 5 事業説明会について
本事業に関する事業説明会は開催いたしません。が、事業内容に関する質問は7月22日（金）の15時まで受付いたします。
- 6 その他
新型コロナウイルス感染症拡大等の理由により実施時期の変更、事業規模の縮小を行う場合があります。
以上

【お問合せ】公益社団法人 北海道観光振興機構 誘客推進本部 海外誘客部
060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階 TEL 011-231-6736
担当：澤 康幸 E-mail: y_sawa@visithkd.or.jp

「令和4年度 北海道観光誘致推進事業（海外富裕層）」に係る 企画提案募集要領（指示書）

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い、世界各国との渡航制限が行われていたが、令和4年6月、政府はオミクロン株に関する知見、各国・地域における流行状況、日本への流入状況などのリスク評価、ワクチンの有効性等を踏まえ、国・地域を「赤」・「黄」・「青」の3つに区分した上で海外渡航者の入国制限緩和を図り、訪日旅行者の入国受入に向け前進した。

また、日本政府観光局（JNTO）は、訪日旅行の段階的な再開を見据え、本年度は高付加価値旅行（ラグジュアリートラベル）、サステイナブルツーリズム、アドベンチャートラベルの3分野に重点的に取り組む方針で、富裕層誘致に向けた方向性を示している。

北海道において、海外富裕層は多くの観光消費額が見込め、更には令和5年9月にATWS（Adventure Travel World Summit）2023が北海道でリアル開催決定となっており、「将来的な訪日・来道」に繋がる北海道観光の魅力を継続して発信し、新型コロナ収束後の訪日観光の回復に向けた来道意欲の喚起を図る上では、国やJNTO、北海道庁、地域、民間事業者が連携して取り組む必要があり、訪日旅行再開後の海外富裕層誘致を早期に実現することが求められる。

そこで本事業は、富裕層の中での位置づけとされる「Modern Luxury」を重点ターゲットとし、北海道の魅力発信と認知度向上に向けた取組を実施し、海外富裕層の訪問客誘致と拡大を目的とする。

2. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という）が主体となり民間企業等に委託して実施する。

3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及コンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること

- (1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち1者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする。（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書を提出する事）
 - ① 民間企業
 - ② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
 - ③ その他の法人、又は法人以外の団体等
- (2) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと
- (3) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること
- (4) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること

4. 契約方法 公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約
※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とします。

5. 委託事業費（上限） 24,500,000円（消費税等込み）

6. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間：契約締結の日～令和5年3月10日（金）

(2) 業務スケジュール：

7月11日（月）：公示・観光機構WEBサイト掲載

7月19日（火）：企画提案参加表明締切

8月1日（月）：企画提案書の提出期限

8月上旬：企画提案の審査（ヒアリング審査）、委託事業者決定、契約締結、業務開始

(3) 業務完了日

令和5年3月10日（金）までに全ての業務を完了すること（報告書作成業務含む）

(4) 委託費の支払い

業務委託内容の確認を受けた後、適法な支払請求書が受理された日から60日以内に支払いを受けるものとする。

7. 業務委託内容

海外富裕層旅行者の誘致を目的とした下記（1）～（5）の業務を実施すること。

共通事項は以下の通りとする。

【Modern Luxury】

対象国：欧州、北米、オセアニア、東アジア、東南アジア、中東

ターゲット：保有資産・所得水準に関わらず、旅行先（着地）における消費額が100万円以上／人回とする。

トライブ：Luxury Travelers（贅沢）、Relaxation（リラクゼーション）、Foodies（食・グルメ）、Green Travelers（自然・エコ）、Local Culture（地域文化）、Adventure Travelers（アドベンチャー）

注）当機構が運用する「トライブ」については別添参照のこと。

※参考資料として「[令和3年度 広域連携DMOとしてのデジタルマーケティング事業（海外調査分析：富裕層）事業報告書](#)」を活用した上で、分析・事業提案すること。

(1) PR動画の撮影・制作

訪日旅行者をはじめ、訪日旅行を取り扱う旅行事業者や海外メディアを対象に、「Modern Luxury 層にとって北海道が魅力的な旅行先であること」を訴求し、旅行商品造成に役立つ映像を制作すること。

①業務内容

グリーンシーズン（5月～10月）とウィンターシーズン（12月～2月）の動画撮影、制作、編集

②業務開始と終了期間

グリーンシーズン 契約締結日（8月上旬）～FAMトリップ&商談会実施の1週間前まで

ウィンターシーズン 令和4年12月～令和5年2月まで

③業務実施における条件

- ・Modern Luxury 層の北海道への誘客、高い来訪満足度や観光消費拡大効果が期待できるコンテンツを選定し、道内の主要な富裕層デスティネーションおよび宿泊施設、体験、イベント、グルメ等、Modern Luxury 層のトライブに沿った内容を、外国人ナレーション（英語）を入れて編集すること。
- ・映像は、「1分バージョン」と「3～5分バージョン」にして編集すること。また1分バージョンは、3～5分バージョンのショート版とトライブ別版を計2本以上、3～5分バージョンは1本を提出すること。
- ・登用するモデルは、欧米圏の外国人をアサインすること。
- ・撮影時期は、「天候の良い日」また「積雪のある日」等、撮影時期に適した日を極力選定すること。
- ・製作完了した映像については、7-(3)、7-(4)で使用する他、ウェブサイト・SNSやメディアに発信することで、対象ターゲットに高い波及効果が得られるのかを提案すること。

- ・上記②の期日までに納入すること。(データとUSBにて)
- ・編集した映像の著作権は、観光機構所有とする。

(2) モデルコースの企画・作成

海外富裕層の誘客に向け、北海道の魅力を最大限活用できる素材をもとに、北海道版のモデルコースの企画・作成を行うこと。

①企画コースと条件

- ・4日間コース 2本以上、5～7日間コース 2本以上。
- ・北海道内の商品とする（エリアは問わない）
- ・グリーンシーズンとウィンターシーズン（うち、グリーンシーズンの4日間コースは1本以上）を企画すること。

②企画後の業務

- ・企画したコースのうち、グリーンシーズンの4日間コース1本は7-(3)で実施すること。また実施するコースのデジタルブローチャーを作成すること。(英語版と日本語版、A4版1枚、画像も含む)
- ※コースの選定については、観光機構と協議し、決定すること。

(3) F AMトリップ&商談会の実施

海外より、訪日旅行を取り扱う旅行事業者やメディアの外国人を招聘し、北海道のリアル商品を体験。そこで北海道の魅力を肌で感じていただき、今後の北海道誘客に向けた商品販売や情報発信を実施。北海道の露出を増やすとともに、海外富裕層カスタマーに対する北海道の認知度向上と、訪日旅行再開後の旅行先としての興味度・優先度を高める。F AM終了後は、北海道の旅行事業者や宿泊施設等とのマッチング商談会を実施し、今後の北海道誘客へと繋げる。

<F AMトリップ>

①実施コース

7-(2)で決定したコースとする。

②実施時期

令和4年9月中旬～10月上旬

③実施条件

- ・アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、シンガポールより招聘 8名程度
 - ※旅行事業者、メディアの招聘者比率は問わないが、今後、北海道を誘客する、また今回の商談会で最も効果的と思われる事業者またはメディアを選定し、提案すること。
- ・実施は全て「英語」とし、語学力に長けた添乗員またツアーガイド（アクティビティガイド）をアサインすること。
- ・出発地は問わないが、最終地は「札幌市内」とすること。
- ・F AM終了後、後日招聘者にアンケートを実施し、報告書と併せて提出すること（報告書は、実施時に撮影した画像等も掲載すること）。
- ・新型コロナウイルス感染拡大で「ロックダウン」また「まん延防止等重点措置」が発令された場合により、海外より招聘が出来なくなった場合の代替案も提案すること。

<商談会>

①参加対象

- ・海外バイヤー F AMトリップ招聘者 8社8名程度
- ・国内セラー 北海道内でModern Luxuryを取り扱う旅行事業者、宿泊施設、地域DMO、DMC等 8社程度

②実施時期

令和4年9月中旬～10月上旬で行うFAMトリップ最終日の翌日

③開催場所

札幌市内（リアル）

④実施条件

- ・バイヤーとセラーが1対1で行う「マッチング商談会」方式とする。
- ・商談会実施時は、新型コロナウイルス感染拡大抑制の為の会場を確保すること。
- ・実施また使用言語は「英語」で、語学力に長けた方が対応すること。
- ・開会后、冒頭に7-(1)で撮影したグリーンシーズンの動画を流すこと。
- ・商談会終了後、参加者にアンケートを実施し、集計と分析を行うこと。

(4) セミナーの開催・運営

北海道のModern Luxuryは、今後に向けて課題が多い一方、将来的な誘客の為には海外への発信が不可欠である。そこで、富裕層の多い世界の国を対象としたオンラインセミナーを実施し、北海道の認知度向上と情報発信を行う。

①参加対象

欧州、北米、オセアニア、東アジア、東南アジア、中東

②実施時期

令和5年1～2月頃（7-(1)で制作する映像の編集が完了する時期に合わせて実施）の1日

③開催場所

オンライン

④実施条件

- ・海外の旅行事業者またメディアに対し、北海道の魅力と情報発信を行い、北海道の誘客に繋がるようなプログラムにすること。また、多くの視聴者に視聴していただく為の取り組みを提案すること。
- ・実施は「英語」「中国語（簡体字）」とし、リアルの他、再放送（録画）も1回以上行うこと。
- ・7-(1)で制作するグリーンシーズンとウィンターシーズンの動画を使用すること。
- ・Modern Luxuryに詳しい方を講師として招聘すること（英語対応）。
- ・通信環境の良い会場、また参加者が視聴しやすいプラットフォームを準備して実施すること。
- ・実施中の動画を撮影し、後日、観光機構の公式アカウント「YouTube（英語）」と「Weibo（微博）」にアップすること。
- ・セミナー終了後、視聴者にアンケートを実施し、集計・分析を行うこと。

(5) JNTO主催 海外バイヤーとのオンライン商談会

アフターコロナを見据え、富裕層ニーズを踏まえた訪日旅行商品の多様化を図るため、日本側サプライヤーとして代理出席いただき、海外のバイヤーと北海道の魅力を伝え、誘客に向けた商談を実施する。

①商談会名

JNTOラグジュアリー商談会

②実施日時

令和4年9月5日（月）17：00～19：50、9月6日（火）17：00～19：25 の2日間（いずれも日本時間）

③実施場所

オンライン

④実施条件

- ・観光機構の代理出席として、北海道の魅力や北海道誘客の為の資料作成及び商談を実施すること。またその為の組み立てを提案すること。
- ・商談会はオンライン開催の為、通信障害のない場所、または会場を手配すること。
- ・使用言語は「英語」で、語学力に長け、更に北海道の知識を有する方が対応すること。

・会場費とは別に、商談会の参加費並びに諸経費として、見積時30,000円を計上すること。

(6) その他（自由提案）

上記(1)～(5)の事業をより効果的に実施するための施策や、その他、効果的と思われる企画を委託上限額の範囲内で提案することも可とする。

(7) K P I

・北海道PR動画制作

グリーンシーズン 1分バージョン×2本以上（3～5分バージョンのショート版とドライブ別版）、
3～5分バージョン×1本

ウィンターシーズン 1分バージョン×2本以上（3～5分バージョンのショート版とドライブ別版）、
3～5分バージョン×1本

・モデルコース作成 4日間コース×2本以上、5～7日間コース×2本以上

※道外と組み合わせたコースについては、「北海道エリアのみ」の行程を提出すること。

・セミナー 参加100名以上

8. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。

(1) 表明期限：令和4年7月19日（火）15時迄

(2) 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光振興機構 誘客推進本部 海外誘客部

担当：澤 康幸 宛 E-mail：y_sawa@visithkd.or.jp

(3) 表明方法 E-mailにて、参加の意思があることを表明すること（書式自由）。

9. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(1) 企画提案事項の総括表

各提案事項をA4版サイズ1枚に簡潔にまとめたものとする。

(2) これまでの事業実績

観光機構事業の実績を含め、会社等の業務内容の他、BtoB プロモーションの実績について、過去2年分を記載すること。

(3) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制等を明記し、具体的に記載すること。なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(4) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(5) 見積書

各事業・項目の明細を記載し、小計もあわせて明記すること。

協力会社の再委託ならびにコンソーシアムでの参加の場合は、各社の担当業務範囲（責任分界点）、再委託金額を明記すること。

※観光機構スタッフの旅費は積算に含まない

※謝金、交通費、宿泊料、会場使用料、出展料、送料、取材費、制作費、広告掲載費等

10. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA 4 版／両面、50 ページ以内とする。
ただし、全体的なイメージを伝えるうえで、必要に応じてA 3 版用紙を折り込むことは可とする。
- (2) 企画提案は1 社1 提案とする。
例) メディアの選定などでA案・B案と複数のメディアを記載し、事業実施主体側に選択を委ねている提案は、審査対象外とする。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は返却しない。

11. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 7 部 (会社名、業務従事者氏名を記載したもの 1 部、記載しないもの 6 部)
- (2) 提出場所 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1 番 1 緑苑ビル 1 階
公益社団法人 北海道観光振興機構 誘客推進本部 海外誘客部
担当：澤 康幸 TEL 011-231-6736
- (3) 提出期限 令和 4 年 8 月 1 日 (月) 15 時 ※時間厳守
- (4) 提出方法 提出場所に持参または郵送 (提出期限必着) すること。F A X やメールでの提出は不可。

12. 企画提案に関するヒアリング

- (1) 提出いただいた企画提案についてヒアリング審査を行います。
- (2) 企画提案を提出する事業者が 4 社以上の場合、書面審査を行い、原則、上位 3 社をヒアリングの対象とします。
- (3) ヒアリング日時及び場所は、別途お知らせします。
- (4) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなします。
- (5) ヒアリング時の追加資料の配布については認めません。
- (6) ヒアリング会場に入ることが出来るのは、3 名までとします。

13. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1) 業務遂行能力
一連の業務を行うにあたってノウハウを備えた実施体制が確保され、業務を遂行する能力があると判断できるか。
- (2) 企画提案の目的適合性
市場の特性を的確に捉え、誘客促進に繋がる効果的な企画提案がされているか。
- (3) 実現性
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。
- (4) 経済合理性
費用対効果が高い提案となっているか。

14. 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のHPやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。

15. 再委託について

- (1) 再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意すること。

※当機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことはできない。
- ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。
- ③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷。製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

16. その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和4年度 北海道観光誘致推進事業（海外富裕層）」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和4年度 北海道観光誘致推進事業（海外富裕層）」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は_____とする。
2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、_____とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、_____が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業_____外____社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本____通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

代表者	(所在地) (名称) (代表者)	⑩
構成員	(所在地) (名称) (代表者)	⑩
構成員	(所在地) (名称) (代表者)	⑩